

PCB 廃棄物の早期処理に係る関係省庁連絡会議の設置について

平成 28 年 11 月 10 日

関係省庁申合せ

1 目的

平成 28 年 7 月 26 日に閣議決定した、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画において、政府は、その所掌事務に係る施設等において保管している高濃度 PCB 廃棄物及び所有している高濃度 PCB 使用製品について、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画(以下「実行計画」という。)を策定するとともに、実行計画の実施状況について、毎年度公表することとされた。

さらに、低濃度 PCB 廃棄物についても、平成 39 年 3 月 31 日までの処分委託を確実に終えるため同様の取組を進めるものとし、政府が所有する低濃度 PCB 使用製品については、同期限までに率先して確実な廃棄・処分委託又は PCB の除去に努めるものとされた。

このため、政府関係者の密接な連携の下、効果的な実施方策の検討、取組の推進状況の共有、関係団体等への取組の呼び掛け等を行うことを目的として、関係省庁で構成する PCB 廃棄物の早期処理に係る関係省庁連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

2 検討事項

連絡会議は、以下の事項について連絡調整を行う。

- (1) 実行計画の策定について
- (2) 実行計画の進捗状況の把握について
- (3) 早期処理に向けた方策について
- (4) その他

3 構成員

連絡会議の構成は、別表のとおりとする。

4 事務局

連絡会議の事務は、経済産業省の協力を得て、環境省において行う。

5 その他

前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長及び副議長が協議をして定める。

別表

PCB 廃棄物の早期処理に係る関係省庁連絡会議 構成員

議長	環境省大臣官房長
副議長	経済産業省大臣官房商務流通保安審議官
構成員	人事院事務総局総括審議官
	復興庁統括官
	内閣府大臣官房長
	宮内庁管理部長
	公正取引委員会事務総局官房総括審議官
	警察庁長官官房長
	金融庁総務企画局総括審議官
	消費者庁審議官
	総務省大臣官房総括審議官
	法務省大臣官房長
	外務省大臣官房長
	財務省大臣官房審議官
	文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策評価審議官
	厚生労働省大臣官房長
	農林水産省農林水産省大臣官房総括審議官
	経済産業省産業技術環境局長
	国土交通省総合政策局長
	防衛省大臣官房衛生監

PCB 廃棄物の早期処理に係る関係省庁連絡会議課長会議 構成員

議長	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長
副議長	経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ電力安全課長
構成員	人事院事務総局会計課長
	復興庁統括官付参事官
	内閣府大臣官房会計課長
	宮内庁管理部管理課長
	公正取引委員会事務総局官房総務課会計室長
	警察庁長官官房会計課長
	金融庁総務企画局政策課長
	消費者庁消費者教育・地方協力課長
	総務省大臣官房企画課長
	法務省大臣官房秘書課長
	外務省大臣官房会計課長
	財務省大臣官房総合政策課政策推進室長
	文部科学省大臣官房政策課長
	厚生労働省大臣官房会計課長
	農林水産省農林水産省大臣官房参事官
	経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室長
	国土交通省総合政策局環境政策課長
	防衛省大臣官房文書課環境対策室長